

新型コロナワクチン 接種のお知らせ



令和6年度から新型コロナワクチンは重症化予防を目的とし、定期接種として行いますのでお知らせします。

接種期間：令和6年10月15日（火）から令和7年3月31日（月）

接種対象者

- 1 市内に住む**65歳以上**の方（接種日現在）
- 2 市内に住む60歳以上65歳未満の方（接種日現在）で、心臓・じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害による身体障害手帳1級を所持している方（または同程度の方）。

接種場所

接種実施医療機関（※9月下旬、市ホームページに掲載予定）

自己負担額

3,260円

接種回数

1回（オミクロン株JN.1系統対応1価ワクチン）

予約方法

- 医療機関へ直接予約をお願いします。
- ◆集団接種会場はありませんので、医療機関での接種となります。
 - ◆接種券は発送しません。



減免手続き方法について

対象者のうち、**生活保護受給者**または**世帯全員が市民税非課税の方**は、自己負担額が無料になります。詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせは 各区役所 保健福祉課 健康相談コーナーへ

門司区役所	健康相談コーナー	331-1888	八幡東区役所	健康相談コーナー	671-6881
小倉北区役所	健康相談コーナー	582-3440	八幡西区役所	健康相談コーナー	642-1444
小倉南区役所	健康相談コーナー	951-4125	戸畑区役所	健康相談コーナー	871-2331
若松区役所	健康相談コーナー	761-5327			

- 1 本人の同意について ワクチンの接種には、本人の同意が必要です。ワクチンを受ける際は効果と副反応のリスクについて正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断ください。
- 2 副反応について 接種後の副反応で気になることがあれば、かかりつけ医や接種した医療機関にご相談ください。
- 3 健康被害救済制度について 予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから救済制度が設けられています。申請が必要な場合は、保健福祉局健康危機管理課（093-582-2919）にご相談ください。

※接種対象ではない方、または、接種期間以外の接種は、任意接種として、接種にかかる全額が自己負担となります。詳しくは、医療機関にお尋ねください。

（令和6年8月時点）

北九州市保健福祉局

減免手続き方法について

対象者のうち、生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税の方は、自己負担額が無料になります。

下記のいずれかの方法で手続きをしてください。

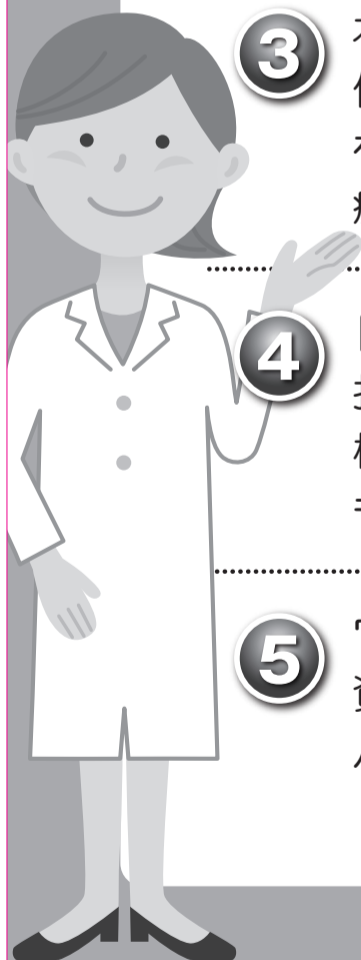
① 「介護保険料納入通知書（保険料段階が1～3段階のもの）」を医療機関の窓口に表示する。
※令和6年度のもの

② 各区役所保護課で「生活保護受給証明書」の交付を受け、医療機関に表示する。（生活保護を受けていることが医療機関で確認できる場合は不要）

③ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）と印鑑（本人自署の場合は不要）と予診票を持参して、各区役所保健福祉課で減免確認を受け、医療機関に提出する。

④ 「介護保険負担限度額認定証」「介護保険特定負担限度額認定証」「後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証」（※いずれか有効期限内のもの）を医療機関の窓口に表示する。

⑤ 75歳以上の方、及び生活保護受給者の方は、オンライン資格確認等システム導入済み医療機関に限り、マイナンバーカードを医療機関の窓口に表示する。



北九州市保健福祉局